

キーワード

市民自治



自治基本条例が施行



自治基本条例キャラクター
じっちい

「市民が主役のまちづくり」を進めます

自治基本条例のポイントは？

市からの情報をもっと分かりやすくしていきます

みんなでまちづくりのことを考え、参加するためには、情報が必要です。市の現状や課題、検討中のことなどを、もっと積極的に分かりやすく伝えていくためのパンフレットを増やしていきます。ぜひ、一度ご覧になってみてください。



市民自治を分かりやすく伝えるパンフレット。自治基本条例の各条文も、絵や平易な表現を用いて解説されています。**【配布場所】**区役所、まちづくりセンター、市役所13階市民自治推進課など。

市民自治推進のホームページ
www.city.sapporo.jp/shimin/jichi

実際に寄せられた市民の声を基に雪対策を説明する「雪の絵本」
【詳細】雪対策室計画課 ☎211-2682



都市計画をキャラクターが楽しく解説する「まち本」
【詳細】都市計画課 ☎211-2506

もっと市民の意見が生きるようにします



市役所の仕事に、もっと市民の意見を生かすためには、市民参加の場をさらに増やしていく必要があります。19年度は、特に子どもワークショップを開催するほか、参加機会の少ない勤労者や学生などの参加の場を設ける予定です。また、いただいた意見を政策に反映させる道筋も整えていきます。

皆さんのまちづくり活動をもっと応援します

189万人の大都市だからこそ、顔の見える身近な地域が大切。地域では防災や環境美化などさまざまな取り組みが行われています。市内87カ所のまちづくりセンターを拠点に、活動に役立つ情報を提供するなど、地域の活動をお手伝いしていきます。



まちづくりセンターではこんなことをしています → 12、13階「まちセン元気だより」

どんな条文があるの？

第二十一条第一項
市は、市政への市民参加を保障するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。

第二十六条第二項
市長等は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、適切な情報伝達手段により、市民に積極的に提供するものとする。

第二十八条第一項
市は、まちづくりセンターを拠点として、地域住民との協働により、地域の特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。